

国府町地域振興会議視察

朝来市の歴史文化遺産を活用したまちづくり

令和元年10月31日

朝来市文化財課

1. 文化財とは何か

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。これは、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。

(『文化財・施策』文化庁HP より)

①文化財の種類

- ・文化財保護法では、以下の6種類を保護の対象としている。
- (1)有形文化財：建造物、絵画、彫刻など
- (2)無形文化財：演劇、工芸技術など
- (3)民俗文化財：衣食住、信仰、年中行事など
- (4)記念物：古墳や旧宅（史跡）、景勝地や庭園（名勝）、動植物や繁殖地（天然記念物）など
- (5)文化的景観：生業の中ではぐくまれてきた景観
- (6)伝統的建造物群：歴史的な風致を形作る建物群・町並み

②文化財保護の理念＝保存・活用

- ・文化財を保護する＝2つの要素。保存と活用
- 保存＝先人から伝えられた事象を、変えることなく未来に継承するための取組み
- 活用＝先人から伝えられた事象を、地域文化を象徴する社会的な資源として利用する取組み

◆文化財がもつ本来の価値

⇒2019年4月1日 文化財保護法の改正

その意図は「文化財を保護することによって、地域を継続していくこと。」

【いままで】文化財は、学術的に認められたもの「一番古い」「ほかにない」「一番大きい」・・・

- ・それだけで、地域住民がすごいと思えるのか？
- ・少子高齢化の中、生きていくだけで大変な世の中。
- ・触るな、動かすな、壊れたら直せ・・・で、誰が愛着を持つのか？
- ⇒地域住民との距離感が遠い。

【これから】文化財は、地域の人々が価値を見出し、一緒に守り、活用していこうと思えるもの。

- ・ご先祖たちが大事にしてきたもの。
- ・江戸時代から続く、地域のおまつり
- ・おじいちゃんのおじいちゃんが話していた伝説
- ⇒地域住民との距離感が近い。住民が当事者であること。…地域の個性として残っている。

2. 朝来市の歴史文化遺産活用について

◆朝来市歴史文化基本構想の策定（H27年度）

- 人口減少・少子高齢化によって、市内の歴史文化遺産が散逸・滅失していく恐れがあるなか、朝来市内の歴史文化遺産を指定・未指定問わず総合的に把握し、市民の誇りとして守り伝えていく方針を決定。
- 各小学校単位で、地域学習、歴史の掘り起こしを行う。

【朝来市を代表する歴史文化遺産】

(1) 茶すり山古墳

西日本最大級の円墳。直径 90m。古代但馬を治めた王の墓と推定される。
甲冑、刀剣などが多数出土。

(2) 竹田城跡

1590年代に建てられた総石垣の山城遺構。雲海に浮かぶ姿から「天空の城」と呼ばれ、平成23年頃から観光客が増大。
歴史文化遺産の保存と、観光経済振興の板ばさみによる様々な課題が露呈する。

(3) 生野鉱山

- 1973
- 708年に銀鉱脈が発見されてのち、1073年の閉山まで国の財源を支えた大鉱山。
明治初年に日本最初の官営鉱山となり、鉱工業によって育まれた鉱山町の景観は、国の重要文化的景観に選定されている。
- 重要文化的景観とは、「地域独特の生業によって生み出された生活環境、景観が、生業・営みを継続することによって今もなお生き続けているもの。
 - ⇒地域住民が、地域の営みを継承した結果、生み出された景観に価値がある。
「地域の個性（＝鉱山町）を継続することによって、文化財が保護されている。」

(4) 日本遺産

- 日本遺産とは「日本の歴史文化、魅力を点ではなく面として集め、誰にでもわかる物語とすること」それらを100件集めて、日本の歴史文化の魅力を海外へ発信する。
- ⇒文化財を使った観光振興、地域活性化を進めようというもの。（国宝との違い）

◆平成29年4月「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」認定

（姫路市・福崎町・市川町・神河町・養父市・朝来市）

- ⇒朝来市のねらい：文化財を活かしたまちづくり・観光振興に生き残りを賭ける。＝地方創生

3. 地域の個性、誇りをつなぐ

歴史文化遺産の活用とは、地域の個性をどう活かすか。⇔しかし世代によって「価値観」が違う。
「価値観」の違いによって「距離感」が生まれ、「無関心」がいずれ「忘却」へ・・・

◆先人の生き様、ふるさとの歩みを次世代へ伝えることこそ、文化財保護の本質。

- ⇒文化財の価値は、地域が決める。地域が育てる。